

## 児童養護施設学習講師派遣登録要綱

(総則)

第1条 児童養護施設学習支援事業実施要綱（平成25年4月1日制定。以下「支援事業実施要綱」という。）に基づき派遣する学習講師の登録については、この要綱の定めるところによる。

(学習講師の要件)

第2条 学習講師の登録を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 大学において教職課程を修了した者又は同課程に在学中の者
- (2) 前号の者と同等と認められる者

(学習講師の職務)

第3条 学習講師の職務は、市内の児童養護施設に入所中の小学生及び中学生（以下「児童」という。）に対し、学習指導を行い、基礎的な知識及び技能の定着を図ることとする。

(学習講師の登録)

第4条 学習講師として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、学習講師登録申込書（第1号様式）に顔写真を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みを受けたときは、申請者と面接し、意思確認をした上で審査を行うものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、適格であると認めた者を学習講師として登録し、学習講師登録証（第2号様式）を交付するものとする。

(派遣の決定)

第5条 市長は、支援事業実施要綱に基づき派遣を決定し、又は派遣内容を変更したときは、学習講師派遣依頼書（第3号様式）により学習講師に通知するものとする。

(記録及び報告)

第6条 学習講師は、学習支援の状況を毎回記録し、学習支援状況報告書（第4号様式）を翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

(住所等の変更)

第7条 学習講師は、登録事項に変更があったときは、登録事項変更届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 学習講師は、登録を辞退しようとするときは、学習講師登録辞退届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録期間及び登録の更新)

第8条 学習講師の登録期間は、登録した日から翌年度の3月末日までとする。

2 前項の登録期間満了後引き続き学習講師として登録を受けようとする者は、更新の登録を受けなければならない。

3 第4条の規定は、更新の登録について準用する。

(登録の取消し)

第9条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、学習講師の登録を取り消すことができる。

(1) 学習講師が事業の趣旨を逸脱した行為をしたと認められるとき。

(2) 学習講師から辞退の申出があったとき。

(3) 学習講師が第3条に掲げる職務を怠ったとき。

(4) 学習講師が次条の規定に違反したとき。

(守秘義務)

第10条 学習講師は、学習支援を実施する際に知り得た情報を他に漏らしてはならない。学習講師でなくなった後も同様とする。

(指導及び助言)

第11条 市長は、学習講師に対して適宜報告を求め、必要な指導及び助言を行う。

(手当)

第12条 市長は、学習講師に対して別表に定める手当の額及び1回の派遣について交通費相当額を支給する。ただし、1月当たりの交通費相当額の支給額は、その総額が55,000円を超えるときは、55,000円とする。

(その他の事項)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第12条関係）

学習支援を行った時間	手当の額
30分以上45分未満	円 750
45分以上1時間未満	1,125
1時間	1,500

備考 1時間を超えて学習支援を行ったときの手当は、15分につき1時間の手当の額に100分の25を乗じて得た額

第1号様式（第4条第1項関係）

学習講師登録申込書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 申請者 氏名	
生 年 月 日	
所属(学校等)	
趣味・特技	
資格・免許	
申込動機	
私は、学習講師に登録するに当たり横須賀市が派遣先の施設に対し必要な私の個人情報を提供することに同意いたします。	
年 月 日	
氏名	
(事務処理欄)	

第 2 号様式（第 4 条第 3 項関係）

			第 号
学 習 講 師 登 録 証			
氏 名	( 年 月 日生)		写 真
有効期間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
<p>上記の者は、児童養護施設学習講師派遣登録要綱第 4 条第 1 項の規定により登録する学習講師であることを証する。</p>			
横須賀市長			印

備考 写真は、縦 2.5センチメートル、横 2.5センチメートルとする。

第 3 号様式（第 5 条関係）

学習講師派遣依頼書

年 月 日		
様		
横須賀市長		
印		
派遣施設	所在地	
	名称	
派遣	期間	
	曜日	
	時間帯	
(事務処理欄)		

第 4 号様式（第 6 条関係）

学習支援状況報告書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 報告者 氏名	
施設名	
月 日	支援の内容、状況等
(事務処理欄)	



第 5 号様式（第 7 条第 1 項関係）

登録事項変更届

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
住所 届出者 氏名		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

第 6 号様式（第 7 条第 2 項関係）

学習講師登録辞退届

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 届出者 氏名	
次の理由により、学習講師の登録を辞退します。	
辞退年月日	
辞退理由	
(事務処理欄)	